

個人番号（マイナンバー）写し貼付票

奈良県 黒滝村役場 企画政策課 ふるさと納税担当

平成27年10月5日に施行された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、市町村民税、道府県税、寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関して、個人番号（マイナンバー）の提出と本人確認が義務付けられました。

お手数をおかけしますが、下記に個人番号が印字されている「通知カード」もしくは「個人番号カード」及び「運転免許証」等の本人確認書類の写しを貼付のうえ、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」とともに、黒滝村役場 企画政策課 ふるさと納税担当までご提出くださるよう、お願いします。

なお、ご提出いただいた番号確認書類・本人確認書類は確認登録後、ただちに廃棄処分いたします。また登録した個人情報適切・厳正に管理を行います。

【通知カード】等の写し 貼付欄

（氏名・住所・個人番号が印字されている面が見えるように貼付してください。）

番号確認書類

【運転免許証】等の写し 貼付欄

（写真が表示され、氏名・住所が印字されている面が見えるように貼付してください。）

本人確認書類

「番号確認書類」

下記のいずれか一つを貼付してください。

- 個人番号カード（番号記載面）
- 番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

「本人確認書類」

下記のいずれか一つを貼付してください。

- 個人番号カード（顔写真面）
- 運転免許証、運転履歴証明書、旅券（パスポート）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等

顔写真があり、氏名・住所が記載されているもの

上記の写真付き本人確認書類をお持ちでない場合は、下記のいずれか2つを貼付してください

- 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、介護保険被保険者証 等